

2026 年度兵庫運河環境学習施設管理運営業務
公募型プロポーザル実施要領

1 案件名称

2026 年度兵庫運河環境学習施設管理運営業務

2 業務内容に関する事項

(1) 目的

本業務は、兵庫運河環境学習施設（以下「本施設」という。）が、環境学習の拠点として活用されるとともに、地域住民や来街者の憩い、賑わいの場となるよう本施設の適切な管理運営を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「2026 年度兵庫運河環境学習施設管理運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 委託上限額

金 800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 履行期間

2026 年 10 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

(5) 履行場所

神戸市兵庫区材木町 3－7

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を原則負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び 2026 年度兵庫運河環境学習施設管理運営業務公募型プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）に定める企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募申込書の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。ただし、受託者は、事前に本市と協議の上、支払額の 2 分の 1 の金額を上限として前払を請求できることとする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

神戸市契約規則第 25 条第 1 号の規定により免除とする。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当する法人であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (3) 応募申込時点から契約予定事業者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当する者）等に該当する者でないこと。
- (5) 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる団体でないこと。
- (6) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税について滞納をしている者でないこと。
- (7) 各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (8) 応募者が共同企業体（以下「JV」という。）等の場合は、以下によること。なお、応募申込後にJV等の構成員を変更・追加することは原則として認めない。
 - ①すべての構成員が、上記（1）から（7）の要件を満たす者であること。
 - ②構成員の中から代表企業を決定し、代表企業はJV等の意思決定を代表すること。
 - ③代表企業は法人とし、業務の総括、構成員間の調整、本市との調整の窓口を行うこと。また、委託契約に係る事務処理については代表者の名義で行うこと。
 - ④JV等の役割分担が明確になっていること。
 - ⑤JV等が負う法的責任については、JV等の各構成員が負うこと。また、JV等の構成員の負担する責任については、すべての構成員が負担すること。

5 スケジュール

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 2026年8月18日（火） |
| (2) 現地説明会 | 2026年8月25日（火）10時～11時 |
| (3) 質問受付締切 | 2026年8月28日（金）17時まで |
| (4) 質問に対する回答 | 2026年9月上旬 |
| (5) 応募申込書の提出期限 | 2026年9月11日（金）17時まで |
| (6) 選定結果通知 | 2026年9月24日（木）（予定） |
| (7) 契約締結・業務開始 | 2026年10月1日（木）（予定） |
| (8) 業務完了 | 2027年3月31日（水） |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 現地説明会

現地説明会への参加を希望される場合は、次のとおりエントリーを行うこと。

受付期間	2026 年 8 月 18 日（火）から 8 月 21 日（金）17 時まで
受付方法	電子メール ※電話・FAX 等での問い合わせは不可
提出書類	【様式 3 号】参加申込書
提出先	miraitoshikoubo2@city.kobe.lg.jp ※件名は「環境学習施設管理運営業務 参加申込書提出」とすること。 ※電子メールを送付した旨を電話で事務局に連絡すること。

（２）質問の受付・回答

受付期間	2026 年 8 月 18 日（火）から 8 月 28 日（金）17 時まで
受付方法	電子メール ※電話・FAX 等での問い合わせは不可
提出書類	【様式 1 号】質問書
提出先	miraitoshikoubo2@city.kobe.lg.jp ※件名は「環境学習施設管理運営業務 質問書提出」とすること。 ※電子メールを送付した旨を電話で事務局に連絡すること。
回答公表	質問への回答は個々に行わず、本市ホームページ内で一括して公表する。 神戸市都市局未来都市推進課ホームページ https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/hyougounga_kankyougakusyushisetsu.html
回答公表日	2026 年 9 月上旬
備考	・質問回答書は、本要領の追加、修正及び解釈に関する補足とし、回答内容は、本要領と同等の効力を持つものとする。 ・質問者名等は非公表とする。 ・意見や要望、本公募に関係しない質問は受け付けない。

（３）応募申込書の提出

受付期間	2026 年 8 月 18 日（火）から 9 月 11 日（金）17 時まで
受付方法	電子メール
提出書類	下記の＜応募申込書の内容＞による。
提出先	miraitoshikoubo2@city.kobe.lg.jp ※件名は「環境学習施設管理運営業務 応募申込書」とすること。 ※電子メールを送付した旨を電話で事務局に連絡すること。
留意事項	・提出された応募申込書は原則、提出後に書換え又は差替えを行うことは不可とする。ただし、事務局から補足説明資料の提出を求める場合がある。 ・応募申込書は、1 応募者につき 1 件とする。 ・提出データの総容量が 10MB を超える場合は、データ交換サービス等を利用して提出すること。容量の関係で送付できない場合は、上記受付期間内に事務局へ連絡すること。

<応募申込書の内容>

(提出様式:PDF 形式。サイズは A4 とする。)

①申込関係

様式	様式名		部数
様式2-1	応募申込書兼誓約書	代表企業用	1部
様式2-2		構成員用(JV 等の場合のみ)	法人ごと1部
様式2-3	共同企業体結成届出書(JV 等の場合のみ)		1部
様式2-4	企業(共同企業体等)調書		1部
様式2-5	神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書		法人ごと1部
様式2-6	神戸市契約事務等からの暴力団関係者排除に係る誓約書		法人ごと1部

②身分証明関係等(法人ごと各1部)

1	印鑑証明書
2	履歴事項全部証明書
3	直近1か年の「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の3)
4	直近1か年の本店所在地の法人事業税、特別法人事業税の納税証明書
5	会社案内資料(直近事業年度の決算報告書、法人概要等がわかるもの(例:パンフレット等))

※上記1～4は発行後3か月以内のものを提出すること。ただし、以下に該当する場合は上記1～5の提出を省略できることとする。

- ・2026・2027年度神戸市競争入札参加資格(工事請負または物品等)を有する者
- ・2026年度に上記1～4を提出したうえで神戸市と委託契約を締結した実績があり、当該契約書(事業名、契約相手方及び契約締結者が確認できる部分)の写しを提出できる者

※上記書類に該当するものが存在しない場合等は、代替書類の提出について事務局と協議すること

※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合がある。

③企画提案書

- ・応募者名及び応募者を類推させるロゴマーク等は記載しないこと。
- ・様式は自由とするが、仕様書及び7.(3)評価基準を踏まえて作成すること。
- ・以下の項目については必ず記載すること。

ア 本業務に対する考え方・実施方針について

イ 実施体制

ウ 業務実績

※過去5年以内に本市の所有する施設の管理運営を行った実績がある場合は確認できる書類等もあわせて提出すること

④見積書

- ・見積り金額には、受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費をすべて含むものとする。
- ・見積書は、費目ごとに内容、単価、数量等の内訳を詳細に記載すること。

7 選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

応募申込書の内容について公平かつ適正に審査するため、「兵庫運河環境学習施設管理運営業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。なお、選定委員会の委員は、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、公表しない。選定委員会は、応募者の企業秘密及び知的財産等を保護する観点から非公開とし、議事内容も非公開とする。

(2) 選定委員会による審査

選定委員会は、(3)評価基準に基づき、応募者の提案内容について総合的に評価し、審査項目の合計点が最も高い応募者を選定する。

(3) 評価基準（100点満点）

審査項目	審査の主な視点
1. 実施計画（70点）	
① 施設管理業務の実施内容（25点）	・施設の日常管理及び清掃について、適切な実施体制・頻度となっているか ・施設及び設備の安全管理について、実施方法等が適切な内容となっているか 等
② 利用調整業務の実施内容（25点）	・利用申込受付から利用日当日までの流れが具体的かつ実現可能なものとなっているか ・利用者間の公平性に配慮した利用調整方法となっているか 等
③ 利用促進業務の実施内容（20点）	・本施設の利用促進につながる効果的な提案であるか ・多目的スペースの活用方法について実効性があり、にぎわいの創出等が図れる提案であるか
2. 業務実績（10点）	・類似業務の実績
3. 地元加点（10点）	・地元事業者（神戸市内に本店を有する者）：10点 ・準地元事業者（神戸市内に支店等を有する者）：5点 ※JV等の場合は構成を踏まえて加点する。
4. 費用（10点）	・提案内容に対して見積金額が妥当であるか

(4) 契約予定事業者の決定

本市は、応募者の資格ならびに選定委員会による審査結果を踏まえて、契約予定事業者を決定する。ただし、審査項目の合計点が60点を下回る場合は、契約予定事業者として決定しない。

なお、契約予定事業者は、委託契約を締結する前に本市と企画提案書の内容について協議を行うこととする。

審査項目の合計点が最も高い応募者が複数あった場合、次の項目の順により順位を決定する。

ア 「1. 実施計画」の点数が最も高い応募者

イ アが同点の場合は、「4. 費用」の点数が最も高い応募者

ウ イが同点の場合は、抽選

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、すべての応募者（JV等の場合は代表企業）に対して文書で通知することとし、電話等による問い合わせには一切応じない。また、本市ホームページへの掲載等により、以下の内容を公表する。

《公表内容（予定）》

選定結果

- ・ 契約予定事業者名および評価点
- ・ 応募者の評価点（応募者名は非公表）

なお、応募者は選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、契約予定事業者に選定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。この場合、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則10日（休日等を除く。）以内に本市より書面等により回答する。理由の説明については原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

8 その他

（1）提案に要する留意事項

- ①本公募の提案に要する費用は、応募者の負担とします。
- ②提出された応募申込書は、審査・公表以外に無断で使用しません。ただし、神戸市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は、委託事業者に選定されたかどうかに関わらず、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等、同条例第10条各号に該当する情報）を除いて、公開の対象となります。
- ③本公募及びこれに関する事項につき、故意又は過失の如何を問わず、応募者が第三者に損害を生じさせても、本市は一切これを補償しません。
- ④物価の高騰及び人件費の上昇などを十分考慮した上で提案してください。
- ⑤特に断りのない限り、法律行為は到達主義を採用します。また、届出のあった住所地への到達をもって到達があったものとし、JV等の場合は、代表企業への到達をもって構成員全員への到達があったものとみなします。
- ⑥応募者は、応募申込書の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものとします。
- ⑦提出された企業等の情報は、申込資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用場合があります。

（2）本公募の中止

本市は、募集の妨害、談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により、本公募を公正に執行できないと認めるとき、又は競争性を確保し得ないと認めるときは、本公募の執行延期、再募集又は募集の取りやめ等の対処を図る場合があります。これらの場合、本市はその損害賠償の責は負いません。

（3）失格事由

次のいずれかに該当することが判明した場合は、その時点で失格とし、本公募実施期間中の再応募も不可とします。

- ①選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- ②他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- ③契約予定事業者の公表までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- ④応募申込書に虚偽の記載を行った場合
- ⑤応募申込書が提出期限までに提出されなかった場合
- ⑥応募申込に際して、事務局に属する職員及び選定委員会の委員から、協力等を受けていることが判明した場合

- ⑦見積書に記載の見積金額が本要領に定める契約上限額を超過した場合
- ⑧その他公正な審査に影響を与える行為があるなど信頼関係を損なった場合

(4) その他留意事項

- ①本要領に修正・変更・追加等があった場合は、応募者全員に電子メールで送付するとともに、本市ホームページで公表します。
- ②誤字、脱字、誤植、その他の原因により、本要領の各項目間あるいは本要領と質問に対する回答との間で矛盾を生じている場合、又は誤解を生じやすいと認められる場合は、速やかに本市へ届けてください。
- ③本要領に定めるもののほか、必要な事項については、本市の指示に従ってください。
- ④関係法令・条例・規則及び要綱を遵守してください。

<事務局>

担当課：都市局未来都市推進課

担 当：堀、藤川

所在地：〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル7階

T E L：078-595-6684

E-mail：miraitoshikoubo2@city.kobe.lg.jp